

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
（試験の申請） 第十六条（略） （試験を免除する場合の手数料） 第十六条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては九、五〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じて得た額を減じた額とする。 （試験の通知） 第十七条 総務大臣又は指定試験機関は、第十六条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。	（試験の申請） 第十六条（略） （試験の通知） 第十七条 総務大臣又は指定試験機関は、前条の申請があつたときは、申請者に試験科目、日時及び場所を通知する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十五年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の前に申請の行われた電気通信主任技術者試験の手数料の額については、なお従前の例による。